

10月から悪臭規制が変わります

人の鼻でにおいを測定

十月一日から悪臭の規制方法が変わります。これまでのアノンニアや硫化水素など二十一種の物質の濃度を分析する「物質濃度規制」から、人間のきゅう覚を利用して悪臭の程度を数値化する「臭気指数規制」に。

境界、煙などの気体排出口、排水口の三つです。規制対象地域も市域全体に広がり、規制に従わない場合には罰則が科せられることがあります。

臭気指数規制とは
人間のきゅう覚でにおいを測定。さまざまなおいが混じつ

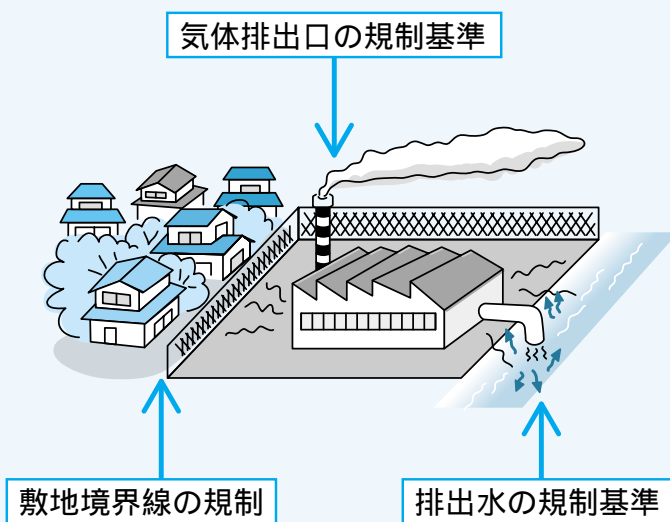
た複合臭にも対応でき、悪臭に対する人の感覚（被害感）と一致しやすくなります。従来の「物質濃度規制」では規制の対象にならなかったにおいも規制できるようになります。

臭気指数

においの付いた空気や水をおいを感じられなくなるまで薄めたときの希釈倍率（臭気濃度）から算出した数値です。

12「15」を付ければ分かるにおい
18「21」楽に感知できる

3つの規制対象



敷地境界の規制基準	
規制地域の区分	臭気指数
第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域	12
近隣商業地域、商業地域・準工業地域	15
工業地域、工業専用地域 以外の工業団地の地域 亀泉町、荻窪町、小坂子町、荒口町のそれぞれ一部	18
市街化調整区域（工業系地域に指定された区域を除く）	21

におい



規制の対象

すべての工場・事業場が対象です。家庭や建設工事、自動車などは対象外ですが、においが出る家庭ゴミの自家焼却は、近所の迷惑になりますので、集積所に出してください。

規制基準を守って

規制地域内に工場その他の事業場を設置する人は、規制基準を守らなくてはなりません。なお、改善命令に従わないときには、罰則が科せられることがあります。

規制基準「敷地境界 上表のとおり 気体排出口 事業場」とに算出 排出水 敷地境界の規制基準値 + 16
 …問い合わせは環境課 8906294へ。

市の公用車6台

入札で売却

市の公用車六台を一般競争入札で売却します。入札参加希望者は市役所契約課へ申し込んでください。

なお、入札申し込み期間中には、対象の自動車を市役所議会棟南側車庫で公開し、入札説明書を配布します。

入札期日「4月28日 会場」市役所11階南会議室

売却自動車・初度登録年「プレジデント・平成12年

6月 クラウン・平成10年

7月 セドリック・平成9年

8月 クラウン・平成9年

9月 セルシオ・平成4年

10月 セドリック・平成3年

11月 入札参加資格「4月1日現在本市に住民登録をしている人、または市内に本社が営業所を置き、事業活動を行う法人（このほかにも要件がありますので、詳しくは入札説明書をご覧ください）」

申し込み「4月19日～23日」に所定の申込用紙に記入し、市役所契約課（8906285）へ直接